

被災住宅の応急修理制度について (災害救助法)

応急修理制度とは

地震や水害等が発生し、災害救助法が適用された場合に活用できる制度で、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最低限の部分の応急修理を市民からの申込みに基づき、岡山市が業者に依頼し実施するものです。



制度の概要

※この制度は適宜更新されるため、最新情報は内閣府ホームページ等をご確認ください。

○対象となる方

- ・り災証明書の発行を受けていること
 - ・「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯または「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け自らの資力では応急修理をすることができない世帯
 - ・そのままでは住むことができない(日常生活に不可欠な部分に被害がある)状態にあり、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること
- ※「全壊」の場合、住家が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的に対象とならないが、修理をすることで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能となります。

○応急修理の範囲

- ・屋根、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の日常生活に必要不可欠な部分

○協定について

- ・岡山市では「被災住宅の応急修理」を円滑に実施するため、2団体と協定を締結しています。

団体名	締結年月日
岡山県建設労働組合	平成 31 年 4 月 1 日
岡山県瓦工事協同組合	平成 31 年 4 月 1 日



注意事項

- ・この制度の利用にあたっては、事前に申請が必要です。申請前に工事が完了し、支払いを終えているものは対象となりません。
- ・一世帯あたりの限度額があり、限度額を超える部分は自己負担となります。
(限度額は災害救助法で定められます。)
- ・修理前・修理中・修理後の写真が必要となります。



お問合せ先

岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 **TEL 086-803-1445**

